

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シルバーの森夕照苑という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、滋賀県大津市富士見台44番14号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、在宅で暮らす高齢者が心身に援護が必要な状態になっても、住み慣れた地域・環境で、暮らしつづけることができるよう、地域にある民家を活用した介護サービス等を提供することによって、高齢者が自分らしい、質の高い生活を送ることができるよう支援するとともに、高齢者のみならず、年齢や障害の有無を越えた幅広い交流活動を行うことによって、健康福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人はその目的を達成するため、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢者等通所介護事業
 - ② 高齢者等短期入所生活介護事業
 - ③ 高齢者等共同生活介護事業
 - ④ 児童・高齢者・障害者或いは世代間交流事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別に関する事項)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助・支援する個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の書式によって、代表理事に入会を申請するものとし、代表理事は、

入会申請があれば、理事会を開き、入会の認否を審議する。ただし、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 代表理事は、理事会において前項の者の入会を認めないときは、すみやかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は理事会において別に定める所定の書式を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は次の事由により資格を喪失する。

(1) 会員である団体の解散又は本人が死亡したとき。

(2) 継続して会費を2年以上滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

(3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中から互選によって、次の役職者をそれぞれ1名選任する。

(1) 代表理事

(2) 副代表理事

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行をする。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を請求すること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は防げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会において別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、

これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他、理事会において庶務処理上、重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があつたとき。

(3) 監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、この定款にほかの定めがない限り、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条、第24条、第25条、第27条第1項第2号及び第39条の規定の運用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人2名の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。(この議事録をこの法人において5年間備え置く。)

3 前2項に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、各事業年度2回以上開催し、代表理事が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、及び第14条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して開催日の3日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第32条 理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合はこの限りでない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として委任することができる。

2 前項の場合における第31条、第32条及び第34条第1項第2号の規定の運用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、議長の指名した理事が議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金及び助成金
- (3) 入会金及び会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会で議決を経なければならない。

ただし、事業年度開始までに、活動予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とすることができる。

- 2 活動決算は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書について、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第40条 この法人は、法第31条第1項の規定による場合に解散する。この場合、総会の決議によるときは、正会員総数の3分の2以上の決議を経て解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く）のときに有する残余財産は、この法人と目的が類似すると認める特定非営利活動法人又は公益法人の中から、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により決した法人に帰属させるものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 書類の保管及び閲覧

(備え付け書類)

第43条 代表理事は、この法人の事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 代表理事は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、この法人の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において社員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第44条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑則

(公告)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する他、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法

人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第15条1項の規定にかかわらず、平成15年6月30日までとする。

代表理事	岡 尾 康 子
副代表理事	西 村 妙 子
理 事	山 井 和 則
同	法 雲 俊 邑
同	東 野 成 美
同	猿 山 由美子
同	八 木 昌 彦
同	宇 城 昇
監 事	奥 村 昭
同	齋 藤 幹 子

- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第37号第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	1,000円	会費年額	2,000円
(2) 賛助会員	入会金	3,000円	会費年額	5,000円

改定 平成17年 5月28日
平成19年 2月26日 変更認証
平成25年11月13日 変更認証
平成27年 5月 1日
平成29年 7月 1日